

中間到達度検証の出題趣旨と解説

2018/05/30

松岡 久和

【出題趣旨】

問1は、判断能力が衰えた高齢者が隣人による詐欺的な行為によって譲渡担保を設定する物上保証人になってしまった後に亡くなった事例において、意思無能力、錯誤、詐欺などの可能性を検討してもらう問題である。本人が自ら意思表示・法律行為を行っているので、代理の問題ではないことには注意していただきたい。問2は、無効や取消しの原因によって、第三者を保護する規定が異なること、平成18年最高裁判決（重過失ケース）に似ているが異なる本問で、94条2項および110条の類推適用がされるか否かを問う。

【解答例】

問1

1 本件契約の内容とXの地位

本件契約は、Aが自己の所有する甲をBのYに対する500万円と利息の担保として譲渡する契約であり、物上保証人として譲渡担保を設定する契約である。契約が有効であれば、甲の所有権は担保目的でYに移転していることになる。

XはAの一人息子でAの死後Aを相続したので、Aの契約上の地位や権利・義務をすべて包括承継する（民法896条）。それゆえ、Xが甲の所有権を失わないためには、契約が無効であることを示すか（取り消して無効となる場合を含む）、契約が有効であれば、Bの債務を第三者弁済して甲を受け戻す必要がある。

2 Aの意思無能力を理由とする譲渡担保契約の無効

Aは2022年11月頃から「ゴミ分別処理を間違えたり、賃料を二重に請求しに行き詰り、賃借人から苦情を言われることがあり」（事実01）、高齢による認知障害が始まっていたと思われる。3月上旬までは日記を残しているが（事実05）、20日の時点での医師の診断では認知症が進行しており（事実06）、契約した28日の直後の30日には、深夜に徘徊して警察に保護され、入院する状況にあった（事実02）。それに加えて、契約内容は、A自身が借金をして担保を設定するもの（事実01・04・05。後述3）ではなく、知人の賃借人Bの債務を担保する目的で譲渡担保を設定して物上保証をするというものであり（事実03）、Aの置かれていた状況からは合理的な説明ができない。それゆえ、Aは、28日の契約時には意思能力を欠く状態になっていた可能性が高い。

契約締結時にAの意思能力が欠けていたことが認められれば、AY間の譲渡担保設定契約は無効であり（3条の2）、所有権はAからYに移転していない。Xは無効な契約による給付の返還請求（121条の2第1項）または所有権に基づく妨害排除請求として、登記の抹消またはそれに代わる真正な名義の回復に基づく移転登記の請求をすることができる。

3 錯誤に基づく取消し

仮に意思無能力による無効が認められないとしても、XはAの錯誤による取消しを主張することが考えられる。

民法演習 I (24)

Aの将来の方針(事実01)、Aの日記(事実05)およびAを診察した医師の話(事実04)を総合すると、Aは賃貸経営をやめて甲を売却するか、甲を担保に借金をして甲を改装して賃貸経営を続けるかで迷っていたものと推認される。Aが、Bの債務のために物上保証人として甲を譲渡するというそれ自体合理性の乏しい本件契約を行う理由はなかった。ところが、3月28日の契約時には、AはBに同道してYの事務所を訪れ、Bに任せているとして契約書の子細に見ることなく本件契約に署名・捺印している。この意思表示には、それに対応する意思が欠けており(民法95条1項1号)、Aが希望していた内容と異なることを認識していれば本件契約を結ぶことはなく(主観的因果性)、かつ通常人であっても本件契約を結ばなかったであろうことが社会通念上も認められるから(客観的重要性)、その意思欠缺の錯誤は、重要な錯誤(同項)としてAに取消権が発生する。Yからは、Aのこの錯誤が重大な過失によるものと主張されることが考えられるが(同条3項)、意思無能力とまで認められないとしても判断能力が相当に衰えたAがBの言うがままに錯誤に陥ったことに重大な過失まではないと思われる。

なお、Aが相続税対策として有効だと思ってBの債務を物上保証したとすれば動機に錯誤(同条1項2号)にはなりうるが、YはBに500万円を貸与してその貸金債権の担保としてAに物上保証をさせているだけなので、AとYとの間で「その事情が基礎とされていることが表示されていた」という要件はみたさない。そもそも相続税対策がA Y間の譲渡担保設定契約の基礎となる余地はないからである。動機の錯誤を理由とする取消しはできない。

XはAの包括承継人であるから、Aの錯誤を理由として本件契約を取り消すことができる(民法120条2項)。取り消した結果は、遡って無効となるので、意思無能力を理由とする無効の場合(前述2)と同様である。

4 詐欺を理由にする取消し

Xは、本件契約は、AがBを信頼していたことを利用してBがAを欺いて結ばせたものである、としてBの詐欺を理由として取り消すことも考えられる。欺罔の故意の立証は通常は困難であるが、本件では本件契約の締結が合理的なものとはいえない状況があるので、立証は可能であろう。また、A Y間の本件契約にとってBは第三者であるから、Bが詐欺を行った事実をYが知り、又は知ることができたことも、Xは立証しなければならない。ただ、Yは金融業者であり、Aが眼前で契約をしているのであるから、AとBの関係(実際の姉妹ではない)、Aの契約内容の認識度およびAがBの物上保証人となった経緯などをAに直接に尋ねて確認をする高度の注意義務を負うと思われ、話をすればAの判断能力が十分ではなく、AがそれをBに利用されていることは知ることができたと思われる(この結論とは異なり、Yに過失はなく取り消しできないとしてもよい)。

よって、上述3の錯誤取消しの場合と同様に、XはAの包括承継人として取消権を行使し、甲の登記を回復をYに求めることができる。

5 無効・取消しが主張できない場合(これは書けば加算するが書かなくても良い)

XはBのYに対する債務について物上保証人として責任を負うので、BのYに対する債務(元利合計515万円=500万円×(1+0.12×3/12))を第三者弁済して受戻権を行使しないと甲の所有権を取り戻すことはできない。

問 2

無効・取消しの原因によって第三者の保護要件も適用条文も異なってくる。

1 意思無能力を理由とする無効の場合

第三者を保護する特段の規定はないので、判例法理による94条2項の類推適用の可否が問題になる。判例には、自ら外観の作出に積極的に関与した場合や知りながらあえて放置した場合と同視しうるほど重大な過失が権利者にある場合に、94条2項と110条を類推適用したものがあつた。しかし、本件のAは、判断能力が衰えたところをBに利用されたのであり、意思能力が欠けている場合には、そのような強い帰責性はないから、善意・無過失であつてもZは所有権を取得できず、甲の明渡し請求は認められない。

2 錯誤取消しの場合および詐欺取消しの場合

本件におけるZは、取消し前に甲に新たに利害関係を有するに至つた第三者であり、95条4項または96条3項により、Zが善意・無過失であれば、取消しを対抗できない。これらの規定では、瑕疵ある意思表示をした者（錯誤者・詐欺被害者）の帰責性はとくに要件とされていない。そうした者には一定の落度があるから、善意・無過失の第三者を犠牲にしてまで保護する必要はないと考えられているからである。

ただ、Aが意思無能力とまではいえないとしても判断能力が減衰していたという事情は、これらの規定が想定していたものではないので、意思無能力の場合の94条2項+110条の類推適用の場合と同様に、95条4項や96条3項の適用を適用しないという可能性が皆無ではない（この段落の記述は不可欠ではなく、検討していれば加算する扱いとする）。